競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する那覇空港滑走路増設仮設桟橋２築造工事は単体有資格業者等及び特定建設工事共同企業体による一般競争（政府調達）により行うこととしたので当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

平成 25 年 10 月 18 日

沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事名　那覇空港滑走路増設仮設桟橋２築造工事

2　工事場所　沖縄県那覇市大嶺地先

3　工事内容　共通工、本体工、舗装工、付属工

4　工事区分　港湾土木工事

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成25年10月21日から平成25年11月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時15分まで

⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話098―866―0031（内線2541）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数　構成員の数は、２社又は３社とする。

⑵　構成員の組合せ　構成員の組合せは、当局による一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。

⑶　構成員の資格要件　すべての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。

⑷　出資比率

①　構成員の数が２社の場合　すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率でなければならない。

②　構成員の数が３社の場合　すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率でなければならない。

⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると決定したときから工事の請負代金の完成払をしたときまで

②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると決定したときから契約の相手方が確定したときまで

7　資格審査申請書類

⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

⑵　共同企業体等調書

⑶　経審結果通知書の写し

※平成25・26年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

⑷　共同企業体協定書の写し

8　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・××××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司　が公告する入札参加資格の確認を受けること。

⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。

5⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H25）一般倉庫等新設土木工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 25 年 10 月 18 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　藤井　高文

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名　岩国飛行場（H25）一般倉庫等新設土木工事

2　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）

3　工事概要

（一般保管倉庫地区）

・造成工事　約6,500㎥

・舗装工事　アスファルト舗装　約8,500㎡、コンクリート舗装　約8,000㎡

・建物附帯土木工事（給水、雨水排水、汚水排水、環境整備）一式

（食堂地区）

・造成工事　約2,000㎥

・舗装工事　アスファルト舗装　約650㎡

・建物附帯土木工事（給水、雨水排水、汚水排水、環境整備）一式

（立体駐車場地区）

・造成工事　約2,500㎥

・舗装工事　コンクリート舗装　約3,000㎡

・建物附帯土木工事（給水、雨水排水、汚水排水、環境整備）一式

4　工期　平成26年10月31日まで（ただし、立体駐車場地区は平成26年５月30日まで、食堂地区は平成26年６月30日までとする。）

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成25年10月18日から平成26年１月７日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成25年10月18日から同年11月７日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成25年11月７日は正午まで。

⑵　提出場所　上記5⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記7⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年10月18日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成25年11月８日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,200点以上、代表者以外の構成員は990点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から、認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。